

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第89号	
事故等名	モーターボートすみれ丸モーターボートブラックパール衝突	
発生日月時刻	平成20年11月9日07時55分ごろ	
発生場所	四双島灯台から真方位016° 1,880m (北緯33° 42' 54" 東経135° 19' 94")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月26日 神戸・地方事故調査官が、A船長及びB船長から事故状況を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A モーターボート すみれ丸 長さ8.46メートル 252-14072 和歌山 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B モーターボート ブラックパール 1.2トン 235-43852 和歌山 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損害	A 船首外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に擦過傷等	
事故等の経過	A船は、船長が1人を同乗させ、釣りの目的で、和歌山県跡之浦を発し、四双島北方沖合において、機関を中立にして船尾において作業していたとき、クラッチがやや前進に入ったままで進行中、B船は、船長が1人を同乗させ、釣りの目的で、同県内ノ浦を発し、四双島北方沖合において錨泊中、平成20年11月9日07時55分ごろ、A船の船首と、錨泊中のB船の右舷中央部とが衝突した。 気象・海象は平穏であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、クラッチ操作の取扱いが適切でなく前進していたが、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、A船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がクラッチ操作が適切でなく前進していたところ、B船に気付かなかったため、同船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	